



高額な美容医療の契約を解除したい

相談内容

脱毛ができるクリニックを広告で見つけ、1年間の全身レーザー脱毛コースを50万円で契約した。後日、契約金額が高すぎると感じ、「クーリング・オフしたい」と申し出たが、「クリニックでの契約はクーリング・オフの対象外です」と言われた。(20代女性)

アドバイス

平成28年の特定商取引法の改正により、脱毛やしわ取りなどの美容医療が特定の要件に該当する場合、契約書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフができるようになりました。被害に遭わないために、次のことに気を付けましょう。

●**クリニックを選ぶときは、事前に情報を収集する**  
特定のクリニックの広告内容だけで判断せず、幅広く情報を集めるようにしましょう。広告の中には大げさな表現を含むものや、リスクに関する表記が不十分なものもあるので注意が必要です。また、施術前後の写真で示される効果には、個人差があることを認識しましょう。

●**契約時には、契約書の内容をよく確認する**  
契約するときは、キャンセル料などの契約条件について、よく確認することが大切です。

効果だけでなく、リスクについても納得がいくまで説明を求め、十分に理解した上で契約するようにしましょう。

●**勧誘方法に問題があるクリニックとは契約しない**  
初めてクリニックを訪れた人にそのまま施術をすることを勧めたり、本来は保険が適用される範囲であるのに、より高額な施術を勧めたりするなど、勧誘方法に問題があるクリニックとは契約しないようにしましょう。特に、1日で終わるような「即日施術」の場合は、クーリング・オフができないため、注意が必要です。

トラブルに遭った場合、すぐに消費生活センターに相談してください。

消費生活の困り事はこちらへ  
消費生活センター ☎0848・67・6410

相談員と一緒に解決策を考えます。気軽に相談してください。

時 16日・23日を除く月～金曜日  
9時～12時、  
13時～16時

所 市役所本庁3階  
※電話相談も可。

【巡回相談】

時 13日(金)・20日(金)・27日(金)  
14時～16時

所 本郷・久井・大和支所

申 相談日の前日までに消費生活センターへ



人権標語 (事業所の作品)

人権は 市民が守る みんなの財産

児童館へおいでよ！

申し込み先 児童館 (☎☎兼用0848・67・1123)

親子ストレッチ

時 18日(水) ①10時～10時45分  
②11時～11時45分

対 保護者と①0歳児  
②1～5歳児

定 各20組(要申し込み)

リトミックランド(音楽表現)

時 20日(金)  
①10時30分～11時  
②11時15分～11時45分

対 保護者と①1歳児②2～5歳児

定 各15組(要申し込み)

ようこそ！おまわりさん

時 30日(月) 10時30分～12時

対 防犯についての講演

対 保護者と0～5歳児

定 30組(要申し込み)



後期クラブメンバーの募集

クラブ名	とき(10月～3月)	対象(今年度中)	定員	受講料
和・アート	第2水曜日15時～17時 (30分程度)	5歳児～小学3年生	20人	1,500円
茶のころA	第4土曜日10時15分～10時50分	3歳児以上	各10人	1,500円
茶のころB	第4土曜日11時15分～11時50分			

申 15日(日)(必着)までに、往復はがきで①クラブ名②住所③電話番号④保護者と子の名前(ふりがな)⑤年齢⑥学校名・学年を児童館(〒723-0014城町一丁目18番1号)へ  
※応募は1人1回、1クラブのみ。※多数の場合は抽選。  
※詳しくはじどうかんだより9月号または市HPで確認してください。

じどうかんわくわく工作ラリー'19

時 10月5日(土) 12時～15時

所 市民福祉会館2階・5階

対 ミニコンサート、工作ラリーなど

料 200円(工作ラリーカード代)

※詳しくはじどうかんだより9月号または市HPで確認してください。

※申し込みは5日(木)からです。※開館時間は10時～18時です。火曜日は休館日です。